

四日市市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月23日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第47号

四日市市営住宅条例の一部を改正する条例

四日市市営住宅条例（平成9年四日市市条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(入居の手続等)</p> <p>第14条 (略)</p> <p><u>2 前項第1号の規定にかかわらず、入居決定者において連帯保証人を確保することが困難であると市長が認めた場合は、賃貸住宅の賃借人の委託を受けて当該賃借人の家賃の支払に係る債務を保証することを業として行う者であって市長が適当と認める者による当該入居決定者の家賃その他の市営住宅の入居に係る債務の保証に関する委託契約の締結をもって、連帯保証人による連署に代えることができる。</u></p> <p><u>3 市長は、入居決定者が第1項に規定する日までに前2項の手続を行わないときは、当該決定を取り消すことができる。</u></p>	<p>(入居の手続等)</p> <p>第14条 (略)</p> <p><u>2 市長は、入居決定者が前項に規定する日までに同項の手続を行わないときは、当該決定を取り消すことができる。</u></p>

附 則

この条例は、令和4年1月1日から施行する。

(都市整備部市営住宅課)